

京労基発 0106 第 3 号
令和 8 年 1 月 6 日

事業者 各位

京都労働局労働基準部長



化学物質対策セミナーの開催について

日頃は、労働行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。

また、化学物質による休業 4 日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和 8 年 4 月から約 2,900 物質が規制対象となります。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、**第 2 回化学物質管理強調月間**を、添付の実施要綱及び以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしました。

スローガン（810 作品から選考）

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」（金賞）

「リスクを理解し 正しく管理 化学物質から身を守ろう」（銀賞）

「みんなで実践 適正管理 化学物質の安全ルール」（銅賞）

つきましては、本月間中、下記により、京都府及び京都市の後援（いざれも申請中）により、標記セミナーをWEB 参加及び会場参加のハイブリッド方式にて開催いたしますので、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、安全衛生ご担当者等のご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 日時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分から午後4時00分まで
「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から申し込み願います。

(1) WEB参加 (定員98名)

説明会番号 126-000-0005

申込パスワード kagaku2026

説明会URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTA40Q==/85948c41872743d0a269bd2700bd64a>

説明会二次元コード



(2) 会場参加 (定員45名)

会場: 京都市男女共同参画センター (ウイングス京都) 2階セミナー室B

京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262番地

(阪急烏丸駅、地下鉄四条駅、同烏丸御池駅より徒歩約8分、

駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。)

説明会番号 126-000-0006

申込パスワード kagaku2026

説明会URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTA5MA==/74e35b86fb8c47f988c9b7d18c8a4a4d>

説明会二次元コード



(3) セミナ一次第

ア 化学物質対策に必要な取組の概要について (仮題)

イ その他説明、質疑応答

2 その他

(1) 申込みにつきまして、令和8年1月30日(金)までに、上記二次元コードのサイトへアクセスしていただき、必要事項をご入力のうえ手続いただきますよう、お願ひいたします。

- (2) WEB参加の場合は、会議ソフト「ZOOM」を使用した開催方式となります。
- (3) 会議に使用する資料につきましては、令和8年2月4日(水)を目途に説明会等受付サイトに掲載いたしますので、WEB参加の方は掲載後にダウンロードいただき、当日お手元にご用意願います。なお、会場参加の方の資料は、当局にて用意いたします。
- (4) WEB参加の場合、ZOOMミーティングルームへ入室の際には、名前を申込完了メールにて通知しました「受付番号」に設定の上、入室していただきますようお願いいたします。

3 担当官職氏名及び連絡先等

京都労働局 労働基準部 健康安全課

統括特別司法監督官（併任）地方労働衛生専門官 山田 英輔

電話：075-241-3216

※ 京都労働局労働基準部長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷しています。